

錫杖の一考察

天 納 傳 中

「錫杖」という声明曲には、「三条錫杖」と「九条錫杖」と「長音九条錫杖」の三種の音曲がある。

三条錫杖は、四箇法要に使用される四箇の音曲の一つである。ゆえに四箇法要のなかで錫杖曲といえ、三条錫杖を指していることになる。一条・二条・三条より成り立っているので三条錫杖という。

九条錫杖は、光明供錫杖法要に使用される音曲で、九条より成り立っているが、通用には、一条・二条・九条の三段が極略用として使用されている。

九条全曲を唱誦するには、約五〇分程を要するので、京都大原三千院の「孟蘭盆會法要」以外では恒例としての法要に全曲を使用しているところはない。

この曲よりさらに長大な音曲が付されている長音九条錫杖と区別するために、この曲のことを切音九条錫杖または切音錫杖とよんでいる。

以上の三種の錫杖曲について、出典は、『得道梯橙錫杖經』であるという説があるが、その傷文は見当らない。

同經には、その主旨として、錫杖を受持すべきことや、錫杖の意義などについて左の如く記されている。

爾時世尊告諸比丘。汝等皆應受持錫杖。所以者何。過去諸仏執持錫杖。未來諸仏執持錫杖。現在諸仏亦執是杖。如我今成仏世尊亦執如是應持之杖。過去未來現在諸仏。教諸弟子。亦執錫杖。是以我今成仏世尊。如諸仏法。以教於汝。汝等今當受持錫杖。所以者何。是錫杖者。名為智杖。亦名德杖。彰顯聖智故。名智杖。行功德本故曰德杖。云云

すなわち、三世の諸仏は、皆錫杖を受持せり。汝等比丘まさに錫杖を受持せよ。そのわけは、錫杖は聖者を彰顯する意味で智杖と名づけ、功德の本を行ずる意味で徳杖と名づくべきもので、それは聖人の表式であり、賢士の明記であり、道法に趣くの正幢であるが故である・・・等々と記されている。

また、九条錫杖そのものを「錫杖經」であるという説があ

るが、編者は不明であり、定説とはなっていない。

始めの四句の偈文は、『華嚴經淨行品』にあるというが、字句に異同があり、以下も同文そのままではない。

淨行品の偈文

手持錫杖 当願衆生 設淨施会 見道如実

九条錫杖第一条

手執錫杖 当願衆生 設大施会 示如実道

三種の錫杖曲の音曲についての考察も興味深いことではあるが、ここでは、錫杖曲を唱誦しながら、あるいは唱誦し終ったとき振り鳴らす仏具(法器)としての錫杖についての考察を行なう。

日本仏教において使用されている「錫杖」には、木製の柄(または杖)の上部に、銅と錫の合金で製した錫をとりつけた錫杖と、それよりもやや大型に製した大錫杖と、錫だけを大型に製した兜錫杖とがある。

兜錫杖は、四股(鉗)十二環の形に製せられているが、普通の錫杖と大錫杖は、二股(鉗)六環のものが多く、正倉院御物の錫杖など古儀のものは二股六環型である。

錫の頭部分は、五輪塔形に製せられているものが多い。すなわち、方形・円形・三角形・半月形・宝珠形で象徴された

五大輪は、大日如来の三昧耶形である。

また、五輪塔形と宝塔形の双方が一個の錫に擬せられている複雑な形態の錫もある。これなどは、胎藏界と金剛界の兩部本尊を表徴しているものと考えられることができるのである。

小環を懸ける部分が二又に分かれた大環になっているものを二股、四又に分かれて四個の大環に製せられているものを四股という。それぞれの六環一個に三個の小環が付されているので、錫杖を区別するとき、二股六環または四股十二環という。

錫杖は、比丘十八物の一つであり、道を往く比丘の常に携帯すべき法器である。

この法器としての錫杖の成立について、二三の資料により考察する。

『十誦律』に、

杖法者。仏聽杖積。若鉄若銅。為堅牢故。上作樓環。

と錫杖の製法について記されている。

杖法とは。仏杖積を聴したまう。若しは鉄、若しは銅なり。堅牢の為の故なり。上に樓環を作る。

錫杖の先端が、積という字で表現されている。積とは、物をきり穿つもので、深くうがつ道具のことである。鉄または銅で製した堅牢なものであると記されている。現在の錫杖の形とは相当の差異があるように考えられるし武器としての機能

が強調されている。それに摺環を作るのである。樓は樓であり、あつめるといふ意味である。いくつかの環を付して杖声を発するように製するのである。四世紀末頃の錫杖についての記述である。

同じく『十誦律』第五十六に、

又杖法者。仏在寒園林中住。多諸腹行毒虫噉諸比丘。仏言。応作有声杖驅遣毒虫。是名杖法。

仏が寒園林中に在住されているとき、多くの諸腹行の毒虫すなわち、ヘビやサソリやムカデなどが諸比丘を噛んだので、仏は、応に有声杖を作りて毒虫等を驅遣すべしと申された。是を杖法と名づいたのである。

と記されている。これにより、錫杖は振り鳴らして杖声を出し害虫等を追い払うための道具として存在していたことと、有声杖と訳されたことが判明するのである。

『四分律』第五十二にも、

諸比丘道行見蛇蠍蜈蚣百足。未離欲比丘見皆怖白仏。仏言。聴捉錫杖揺。

諸の比丘が道を行きて、ヘビやサソリやムカデを見る。未離欲の比丘等は皆怖れて仏に白す。仏言わく、「錫杖を捉りて揺り動かすことを聴す

という記述がある。

錫杖が制せられた初期の目的について記された資料と考えられるものを次に挙げる。

義浄(六三五―七一三)が、七世紀末に著した『南海寄帰内法伝』^④第四・亡財僧現の条に次の如く記されている。

西方所持錫杖。頭上唯有一股鉄捲。可容三寸安其錚(錚)管。長四五指。其竿用木蠶細隨時。高与肩齊。下安鉄纂(纂)。可二寸許。其鏤或円或偏。屈各合中間可容大指。或六或八。穿安股上。銅鉄任情。原斯制意為乞食時防其牛犬。

この書は、義浄がインド並に南海諸国に滞在中、親しく見聞したところに基いて、比丘・比丘尼の實際生活の様相を記述した書である。当時の中国寺院で使用されていた錫杖(通用は二股六環と考えられる)とは相当の相異のあるものを見て、「西方所持の錫杖は・・・」という記述になったのであろう。

「頭上に一股の鉄捲有り」の「捲」は「環」であろう。

「一股の鉄環」の錫杖を奇異の眼で観察したことであろう。三三寸を容るべし。其れに錚管(小環で音を出す部分であろう)を安ず。錚とは音を出す楽器のことである。長さ四五指なり。其の竿は木を用い、蠶細(あらきとこまかきと)時に随う。高さは肩と齊し、下に鉄纂(鑽ノ矛ノ刃)を安ず。二寸ばかりなるべし。その環は、或は円(まるい)、或は遍(ひらたい)なり。屈合の中間に大指を容るべし。或は六、或は

八、穿つて股の上に安ず。銅と鉄と情に任す。もこの制意は、乞食を為す時に其の牛犬を防ぐにあり。

「一股の鉄環(捲)」というところに注目し、『中国少数民族楽器志』に類似の楽器が紹介されているので関連づけて考察する。

原文は、現代中国の簡体字で記されているので、日本所用の漢字に書き改めたものを呈示する。

三環 (Sanhuan)

三環回族打撃楽器。因用三個鉄環組成、故名。流行于寧夏回族自治区。

主環較大、下接環把、主環兩側下方接兩個中環、各環均套三個小環。把端綴有彩穗、用時手持環把搖動或上下搖晃發聲、用于器樂合奏或歌舞伴奏。

三環は、回紇(ウイグル)族の打楽器で、三個の鉄環により作られているのでその名がある。寧夏回族自治区(中国北西部にある)に流行していると記されている。

比較的大きな主環(直径15cm程)が把に付されていて、主環の兩側下方に二個の中環(直径5cm程)が接している。その環にはそれぞれ三個の小環(直径3cm程)が付されている。頭部に武器的な役割を果たすものが付されていないので、二股六環の錫杖が打楽器としてのみの機能を有する形に変形して伝承

されているものと考えることができる。

三環より古い形のもので、錫杖により近い楽器ではないかと考えられるものが、次の「薩帕依」である。

薩帕依 (Sapayi)

薩帕依維吾爾、烏孜別克等族打撃楽器。漢称鉄環。流行于新疆維吾爾自治區。

古老的薩帕依羚羊角制作、今常用者、在兩根并連的木棒上裝置兩個大鉄環、每個大鉄環上又套有若干小鉄環。

演奏時、右手持薩帕依下端、上下搖動、或敲擊肩膀、鉄環發出「嘩啦嘩啦」的清脆音響。

過去多為街頭藝人使用。本世紀五十年代以後、常用于民間歌舞伴奏、或用作舞蹈道具、亦可用于民間樂隊合奏。

薩帕依は、漢語では「鉄環」と称し、ウイグル族やウズベク族の打楽器である。新疆維吾爾自治區(中国北西部にある)に流行していると記されている。

筆者が所持しているものは、喀什(カシュガル)で入手したものであるが、『少数民族楽器志』に掲載されているものと同型のものである。しかし、記述には兩個の大環に若干の小鉄環が付されているとありながら、写真版には一つの大環には三個の小環、他方の大環には六個の小環が付されている。

喀什で入手した鉄環は、直径1.7cm・長さ39cmの木棒二本を

固定したものに二個の大環（直径8.9cm）が頭より1.2cmの処に一環、さらに3cm下に一環付されている。それぞれに直径2cmの小環が八個ずつ付されている。右手に木部の下端をもって上下に振り動かすと「カタン・カタン」と音を発するものである。

頭の部分は両方共に平たく丸くなっていて、武器的な役割を果すものは付されていない。すなわち、打楽器としての機能のみ有する楽器に変形して伝承され使用されているのである。

前記の「薩帕依」について解説した文中に、

古老的薩帕依 用羚羊角制作

とあるところに注目したい。すなわち古い時代の薩帕依は、羚羊の角で制作したものであるという。

『和漢三才図会』⁽²⁰⁾に、羚羊とは麕羊ともかくカモシカのこととで、

其角極堅 能碎金剛石 金剛石出西域 状如紫石英 百鍊不消

と記されている。羚羊角は極めて堅く、金剛石を砕くことができるという。『三才図会』には羚羊を麕と書いて先端が細長くのがった角を二本もった山羊（かもしか）の図が画かれている。この羚羊角の中段に穴をあけて大環（約5cm程）を一個付し、それに数個の小環（約3cm程）が付された写真が前記の『少数民族楽器志』に掲載されているのである。

羚羊角の鋭角的な先端は、武器としての機能を充分に果し得るものである。

それに、大環一個と小環数個（写真が鮮明なものであれば、或いは三個と数えることも可能であろう）を付して、有声杖としての機能もそなえている。

これこそ、打楽器として使用される以前のもので、山野を跋渉する頭陀行の比丘の持物である錫杖の原型ではなからうかと推測する次第である。前記の『南海寄帰内法伝』に言うところの「西方所持ノ錫杖」とも相い通じるものがあると考えられるのである。

『釈氏要覽』⁽²¹⁾卷中・錫杖の項に、

梵云隙棄羅。此云錫杖。由振時作錫声故○十誦云声杖○錫杖經

云。仏告比丘。汝等応受持錫杖。所以者何。過去未來現在諸仏皆

執故。又名智杖。又名徳杖。彰顯智行功德本故。聖人之表幟賢士

之明記道法之幟。

五

とあるごとく、錫杖は梵語の〔Ksharaka〕の訳で、隙棄羅^{けきまら}と音写し、喫棄羅^{けきまら}とも書く。また智杖と名づけ、また徳杖・有声杖・鳴杖・金錫^{こんじやく}などと名づけられたのである。『釈氏要覽』が著された宋代になれば、武器としての錫杖ではなく、聖人の表幟であり、賢士の明記であり、道法の幟という位置づけがなされるようになるのである。そして、錫杖を受持する所以は、過去・未来・現在の諸仏が皆執るが故なりと記さ

れている。

この偈文は、九条錫杖曲の第九条を要約したものであるが、『得道梯橙錫杖經』をもとにして編集されたものであるかは不明である。

しかし、『釈氏要覽』に記されている如く、「煩惱を除き、三界を出づる」ための錫杖であり、「醒めて苦空なる三界の結使を悟る」ためのものであり、「五欲を疎断する」ための法器となつて意義づけられ、悪獸毒蛇を警めるためのものであり、乞食などのとき他家を驚覺せしめたり、その牛犬を防ぐためのものという意義づけが薄らいできていたのである。

また、漢方薬では羚羊角には解毒・鎮痛・解熱などの効用があり、紛末にしたものが販売されている事実を考えれば、初期的な錫杖には薬効も考慮に入れて羚羊角で制せられていたのではないかと考えられるのである。

以上の如き初期的な錫杖の意義づけは、
 当願衆生 十方一切 邪魔外道 魍魎鬼神 毒獸毒龍 毒虫之類
 聞錫杖声 摧伏毒害 發菩提心 具修万行 速証菩提

という表現がされているが、さらに宗教的な意味づけが付加され拡大されて、

当願衆生 十方一切 無量衆生 聞錫杖声 懈怠者精進 破戒者
 持戒 不信者令信 慳貪者布施 瞋恚者慈悲 愚癡者智惠 憍慢
 者恭敬 放逸者攝心 具修万行 速証菩提

と説かれるようになってくるのである。

それに対して、法器としての錫杖は、本来の制意として考えられていた意味より發展して、形が仏教的意味を象徴化するようになり、五輪塔や宝塔や仏像などが頭部の錫のなかに組み込まれるようになるのである。

また、『釈氏要覽』の如く、二股六環の錫杖は迦葉仏の製といわれ、四股十二環の錫杖は釈迦仏の製といわれるような会通が付されてくるのである。

さらに、『得道梯橙錫杖經』には、錫杖の四銚は四諦に応じ、十二環は十二因縁に應ずというような意味づけが付加されてくるのである。

仏教が廢絶し忘却されてしまっているシルクロードの新疆維吾爾自治区において、ウイグル族やウズベック族の打楽器として、本来の制意は忘却されているが、形の上で類型が変型した姿で伝承されていると考えられるので一考察として発表する次第である。

1 天台声明大原魚山流

2 唄・散華・梵音・錫杖

3 本儀の極略は、一・二・三・九条であり、中略は・七・八条を略すことをいうのである。

4 毎年、七月十五日に、歴代門主の墓参と孟蘭盆会光明供施餼鬼法要が修され、九条錫杖全曲が唱誦されている。

5 長音九条錫杖は、大原声明五箇の秘曲（長音供養文・独行儀法・梵網戒品・引声念仏・長音九条錫杖）の一つである。

6 大正一七・七二四

7 大正九・四三一（八十華嚴經淨行品の別行）

8 小環の直径が約二〇cmほどある四股六環の総金属製の太錫であり伝授を受けた僧でないといふ演奏することはできないし、囁目することも許されない。（比叡山延曆寺東塔東谷伝授物）

9 地輪・水輪・火輪・風輪・空輪

10 仏の誓願を具象化したもので、普通には、器・杖（仗）・具・印契などをいう。

11 楊枝・澡豆・三衣・瓶・鉢・坐具・錫杖・香炉・漉水囊・手巾・刀子・火燧・鍔子・繩床・經典・戒本・菩薩像・仏像・

12 大正二三・一「十誦律第五十六」

13 羅什（三四四―四一三）と、弗若多羅の共訳（弗若多羅 *Purayatra* が暗誦してきたものを羅什が訳した）であるが、のちに曇摩流支 *Dharmaruci* の請来した原本により羅什が説訳した。

14 マガダ国・王舎城のそばの林・死人を葬った地（シタバアナ）。魂が休まっていって瞑想するに最適地であるが毒蛇や毒虫も多くいるという。

15 大正三二・五六七 仏陀耶舎訳（A・D・四〇八）

16 大正五四・二〇四

17 中国・中央民族学院少数民族文学芸術研究所編・一九八六年

錫杖の一考察（天 納）

新世界出版社（北京）出版・一九八七年第二次印刷・四〇〇頁
・写真版多数一部カラー写真

18 蘭州の北東部にある銀川市に人民委員会がある。住民の $\frac{1}{2}$ は回族。回族の総人口（三八〇万） $\frac{1}{4}$ がこの地域に集中している。

19 人民委員会は、烏魯木齊（ウルムチ）にある。住民の74%がウイグル族であるが、哈薩克（カザフ）10%、漢族10%、蒙古、塔吉克（タジク）、塔塔爾（タタール）などの諸族が分布している。

20 『三才図会』（万曆三十五年＝一六〇七）に王圻が撰したもの）にならって、正徳二年（一七一一）に、寺島良安が編した。

21 大正五四・二七九 宋天禧三年（二〇一九）道誠集

22 過去諸仏 執持錫杖 已成仏

現在諸仏 執持錫杖 現成仏

末來諸仏 執持錫杖 当成仏

故我稽首 執持錫杖 供養三宝

故我稽首 執持錫杖 供養三宝

23 九条錫杖・第七条

24 九条錫杖・第六条

薩帕依

△キワード▽ 中国少数民族楽器志、南海寄帰内法伝、鉄環、
(叡山学院教授)